六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町知見ノセ山二一の三から二一の五まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市日吉町天若イビキ谷二一の一、二二の二、二三の三、二四の一から二四の四まで、二五の一から二五の三まで、二七、二八、二九の一から二九の一一まで、三〇の一から三〇の三まで、三一の一から三一の六まで、三二、三三、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、三六の一から三六の三まで、三七の一、三七の二、三八の一、五〇の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

八(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府南丹市園部町埴生蛇ケ谷三五の乙

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町仏主本谷二一の一〇〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

本谷二一の一〇〇（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町水原滝ノ尻一一、一一の一から一一の四まで、一一の六、一一の七、谷垣内四五、四五の一、四六、西ノ谷二五、二五の二から二五の五まで、二五の七から二五の九まで、二七の一、二八、安田二五、宮ノ下四四の三（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

滝ノ尻一一（次の図に示す部分に限る。）、一一の三、一一の六、谷垣内四五の一・四六・西ノ谷二五・二七の一・二八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町水原西ノ谷二六の三から二六の八まで、二六の一一、二六の一二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

西ノ谷二六の三（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町水原西ノ谷四の丁、八の乙、二〇から二二まで、二四、二六の二、二六の一〇、二九から三二まで、三三の二、三四、三五、姥ケ谷八から一〇まで、一二の一から一二の五まで、中西三〇から三六まで、三六の乙、三七から三九まで、四一から四七まで、四八の一から四八の四まで、四九、五〇、谷垣内四七、四八、四八の一、四九（次の図に示す部分に限る。）、四九の一、宮ノ下三九から四三まで、西ノ谷口一、二の一、二の二、三、三の一、五、滝ノ尻九の二、九の四、一〇の一から一〇の六まで、一五、一五の一から一五の三まで、安田二四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百七十二号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を次のように指定したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定ダムの名称及び水源地域

指定ダムの名称	水源地域
肱川水系河辺川山鳥坂ダム	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂